

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための道路占用特例制度について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

<令和2年4月16日>

秋田係員

今日、全国で緊急事態宣言が発令されたみたい。

石川係員

ついに全国が対象になったのね。発令されると外出自粛や飲食店等の店舗の休業等が要請されるのだったよね。

秋田係員

日常の生活もかなり制限されるね…。

千葉課長

そういえば、そろそろ占用料の支払い期日が近づいているけど、そもそも占用料の納入期限っていつだか知っているかい？

秋田係員

占用料の納入は、新規に許可する物件については、許可から1月以内、昨年度からの既許可の物件については4月30日までだったと思います。

千葉課長

おお～よく勉強したね。そのとおり。

秋田係員

ただ課長…、最近、外出自粛等で占用料が期限までに支払えないとか感染症の影響による売上減少で収入がなく占用料を支払えないといった問合せの電話が多いのです。

千葉課長

そうか。何か得策はないかな…。この状況下で占用者に督促するのもなあ…。

<令和2年4月28日>

千葉課長

おっ、本省からこんな通知が届いたぞ。占用料の納期限の延長に関する通知みたい。

秋田係員

えっ延長が認められるのですか！

石川係員

この通知によると、「緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由により、納入期限までに納入が困難な占有者」が対象となっているね。

秋田係員

いつまで延長してくれるのかな？

石川係員

「外出自粛要請その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内」となっているよ。

秋田係員

申請には書類の提出が必要なのかな？

石川係員

書類は必要ないみたい。2月以内に、占有者が占用料の納入を済ませて、私たち道路管理者に電話で連絡してもらって、それを持って申請として扱うみたいだね。

千葉課長

占有者の財務状況を個別に審査する必要はないようだね。今回の措置はあくまで資金不足等により期限内に占用料を納入できない場合への救済措置ではないようだね。

千葉課長

さてさて、早速占有者に周知しないと！

まずはウェブサイトに掲載して本特例措置を積極的に案内しよう。そして、これまでに相談のあった占有者に電話連絡して案内してくれるかな。

秋田係員

はい、かしこまりました。

石川係員

占有者から、感染症の影響により収入がなく占用料を支払えないなどの理由による占用料の納入猶予や減免措置の要望を受けた場合はどうしたらよいですか？

## 千葉課長

まずは、今般の期限の延長で対応してもらえるよう、やむを得ない理由がないか検討してもらおう。  
要望については、占有者が現在おかれている状況について聴取し、本省に報告しておこう。

## 石川係員

はい、かしこまりました。

○「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う占用料の取扱いについて」（令和2年4月28日付け国道利第1号）

## <別日>

## 秋田係員

（新型コロナウイルスの影響で、人々が外出自粛するようになり飲食店等の人たちの経営状況が苦しくなっているニュースをみて）道路管理者として、何かできることはないのかな。

## 石川係員

今回のコロナウイルスの影響は、今までにないことだから、何か思い切ったことをしないとイケないのかもね。

## 千葉課長

本省から、こんな通知が届いたよ。

## 秋田係員

なにに「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の路上利用に対する道路占用許可の緩和について」か。これで何が出来るようになるのだろうか。

## 石川係員

暫定的な措置としてのテイクアウトやテラス営業などの仮施設を路端に近接する部分に置くことができるようになるみたいだね。

## 秋田係員

無余地性の基準の関係で、路端に近接する部分には占有物件を設置しないようになっていたものを置けるよう弾力的な判断ができるようになるのか。

## 石川係員

他には、「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着のための暫定的な措置となっているのか。期間についても行楽シーズンに合わせて11月30日までなんだね。

秋田係員

へー、占用料も免除になっているんだ。

石川係員

ただ、条件があるみたいだよ。維持管理への協力が行われる場合ってなっているね。

秋田係員

なんで免除にしたんだろうね。

石川係員

ん～。わかりません。課長～。

千葉課長

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等は経営状況が厳しいのでテイクアウトやテラス営業を行うのであって、それにも関わらず占用料を徴収するのは。。という判断によって免除としたようだよ。

秋田係員・石川係員

なるほど～。

秋田係員

次に占用主体をみてみると、地方公共団体等による一括占用となっていて、個別店舗ごとの占用はできないことになっているんだね。

千葉課長

これは難しい問題だから私から説明しよう。地方公共団体による何らかのコミットを必須としている理由は、今回の特例措置を認めるためには、コロナの感染拡大防止や食品衛生上の問題に最大限に注意を払ってもらう必要があって、地方公共団体がそういった観点からの総合的な検討をした上で、許可申請を出してもらうためなんだよ。

秋田係員

そうなのですね。

千葉課長

だから、地方自治体は関係者間の調整などが多いから、熱量をもって速やかに行わないといけないのだよ。飲食店の方々からの要望も多いだろうからね。

石川係員

今回の措置がうまくいくかどうかは地方自治体にかかっているのですね。僕らもサポートしなくちゃですね。

※課の電話が鳴り始める。

千葉課長

よし、きっとこの関連の問い合わせだろうから、僕らも頑張っ取り組もう。

秋田係員・石川係員

はいっ！

- 「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」  
(令和2年6月5日付け国道利第5号)

国道利 第5号  
令和2年6月5日

各地方整備局長 殿  
北海道開発局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省道路局長

### 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道 飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用について別紙のとおり許可基準を定めたので、当該路上利用に伴う道路占用の許可に当たっては、下記事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済みである。

#### 記

#### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全国において解除され、今後、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能とすることが求められている。とりわけ、沿道の飲食店等においては、いわゆる「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応し、店内での飲食だけではなく、テイクアウト販売やテラスでの飲食提供等を行うため、当該飲食店等に接続する路端に近接する部分の道路占用の需要が高まることが見込まれるところである。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け（同年5月25日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に定める「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、沿道の飲食店等が、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設の施設を路上（路端に近接する部分を含む。）に設置することをいう。以下同じ。）に伴う道路占用の許可に当たり、いわゆる無余地性の基準等について弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として当該路上利用を支援することとしたものである。

## 2 占用料の取扱い

沿道飲食店等の路上利用に伴う占用物件の占用料について、当該物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合にあっては、占用主体にかかわらず、これを徴収しないものとする。

## 3 備考

- (1) 許可の判断に当たっては、当該道路の交通状況等を勘案し、関係機関と緊密な連携を図ること。
- (2) 本通知による緊急措置は、本日から令和2年11月30日までの間に限るものとし、同年12月1日以降の沿道飲食店等の路上利用については、上記期間中の実施状況等を踏まえて検討することとする。

別紙

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための 沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可基準

### 1 趣旨

沿道飲食店等の路上利用（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

（令和2年3月28日付け（同年5月25日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に定める「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、沿道の飲食店等が、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設の施設を路上（路端に近接する部分を含む。）に設置することをいう。以下同じ。）に伴う道路占用の許可に当たり、当該路上利用が以下の要件を満たす場合においては、令和2年6月5日から同年11月30日までの間に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、いわゆる無余地性の基準等について弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として当該路上利用を支援するものとする。

### 2 要件

#### (1) 沿道飲食店等の路上利用の目的

沿道飲食店等の路上利用は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの（沿道飲食店等の路上利用について、地方公共団体が占有するものでない場合や地方公共団体が占有主体である協議会等に参加していない場合であっても、地域住民・団体等が一体となって取り組み、かつ、地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として当該路上利用を支援するもの（支援する理由及び内容並びに当該路上利用に係る占有の許可に関する意見を占有許可申請書に付しているもの）を含む。）であること。

#### (2) 占有主体

沿道飲食店等の路上利用に伴う占有は、以下のいずれかの者が一括して占有するものであること。

- イ 地方公共団体又は道路協力団体
- ロ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- ハ 都市再生推進法人又は地域再生推進法人等
- ニ 地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用（地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上利用に係る占有の許可に関する意見を占有許可申請書に付しているもの）の実施主体（商店街振興組合、商工会等を含む。）

#### (3) 占有の期間

令和2年6月5日から同年11月30日までの間で必要最低限の占有期間を設定すること。

#### (4) 占有の場所

- イ 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。

ロ 歩道上に沿道飲食店等の路上利用に伴う占有物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては3.5m以上、その他の場所にあつては2m以上）を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。

(5) 占有物件の構造

道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと。

(6) 道路維持管理への協力

道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて沿道飲食店等の路上利用に伴い必要となるものが、併せて講じられること。

### 3 占有許可の条件

占有の許可に当たっては、占有の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

イ 迂回路や駐車場等の交通案内を行うこと。

ロ 沿道飲食店等の路上利用により多数の来客が見込まれる場合は、十分な駐車場等を確保すること。

ハ 沿道飲食店等の路上利用の終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。ニ その他道路管理者が必要と認める事項。